

I 平成 22 年度の主な動向

県では、県と公社等外郭団体（以下「公社等」という。）がそれぞれの役割及び分担を明確にし、公社等の自律性を高め両者が協働して、県民福祉の向上を図ることを目指し、「第Ⅲ期宮城県公社等外郭団体改革計画」を平成 22 年 8 月に策定しました。

第Ⅲ期計画の初年度となる平成 22 年度は、公社等を現時点の役割・意義、経営状況、経営基盤の健全性の観点から「改善支援団体」・「進行管理団体」・「自立支援団体」に分類し、早急に運営改善等を図るよう指導を重点化する「改善支援団体」については、経営改善に向けた数値目標と具体的な取組を定めた「改革スケジュール」を作成し、それぞれの課題解決に向けた取組を進めてきました（「V 改善支援団体の取組状況」を参照）。「進行管理団体」及び「自立支援団体」については、引き続き、一層の自立的運営の促進に向けた支援を行ってきました。また、一部の団体にあっては、公社等の主要事業と県の施策との関連性を踏まえながら、県の関わり方の見直しを行いました。

県議会においては、県出資団体の在り方についての調査・審議を行うため「県出資団体等調査特別委員会」が設置され、平成 23 年 3 月に 6 団体（宮城県土地開発公社、社団法人宮城県農業公社、社団法人宮城県林業公社、宮城県道路公社、仙台空港鉄道株式会社、宮城県住宅供給公社）に対して、団体の在り方と改革の方向性に向けた提言が示されました。

このような中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、県内に甚大な被害をもたらし、一部の団体にあっては、通常の運営が困難な事態が生じており、今後の団体の在り方についての見直しが必要となっています。一方では、震災からの復旧・復興に向け、公社等の持つ資源・能力を生かしていくことが期待されています。

II 県の取組内容

1 経営評価の実施

県は平成 22 年度指定の公社等 70 団体に対し、自立的経営の確立に向けて公社等が主体的に経営改善を進めていくため、公社等が自ら、経営改善のための数値目標を設定し、事業実施後の実績評価を行い、その結果報告に対して県が指導・助言を行う「経営目標・評価事業」を実施してきました。

また、第Ⅲ期計画では経営改善が必要な公社等や組織の在り方、事業の在り方を検討する必要がある公社等を県の指導を重点化する改善支援団体として指定し、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会（公認会計士 4 人、中小企業診断士 1 人、経営士 1 人の計 6 人で構成）による調査審議の対象としました。平成 22 年度は、「財団法人みやぎ産業振興機構」・「社団法人宮城県物産振興協会」・「財団法人宮城県水産公社」の 3 団体について調査・審議を行い、経営評価委員会からいただいた各団体の経営改善に関する意見に基づき、県の所管部局（主務課）において指導・助言を行いました。

○ 経営評価委員会の意見

財団法人 みやぎ産業振興機構	<ul style="list-style-type: none">既存の支援事業には、財務面のリスクを伴う事業もあることから、債権管理の徹底など生じる損失の軽減策を講じるとともに、引き続き受益者負担を推進すること。また、多種多様な中小企業のニーズに的確に応えるため、支援内容の更なる充実を図ること。業種、業態に偏らず幅広い支援が求められていることから、他の支援機関や各事業部門間の連携を強化するとともに、職員の意識改革と能力向上を図り、ワンストップでの総合支援が効率的に進められる支援体制を構築すること。金融支援事業の未収債権については、回収可能性を個別に精査し、貸倒れリスクに応じた貸倒引当金を計上すること。また、県借入金の償還に
-------------------	---

	<p>対する基金の取崩しにあたっては、基金事業のあり方を十分に検討した上で実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人への移行にあたっては、公益目的事業の収支相償が求められることから、運営に支障をきたすことがないよう法人会計等を含めた法人全体の損益管理を一層徹底すること。
社団法人 宮城県物産振興協会	<ul style="list-style-type: none"> ・県の物産と観光の振興を推進するため、宮城県観光連盟や市町村関係団体との連携を強化するとともに、会員向けサービスの充実と活動のP Rに努め、会員の拡大を図ること。 ・アンテナショップの運営においては、店舗事業の収支バランスを確保しつつ、県内の物産や観光情報の発信、消費者ニーズの収集といったアンテナ機能を十分に発揮させること。また、観光情報コーナー及びビジネスサポートコーナーの有効活用を図ること。 ・公益法人への移行にあたっては、公益目的事業の収支相償が求められることから、公益目的事業を継続して実施できるような収支構造を構築すること。併せて、物産振興事業の積極的な展開と団体の自立化を図るために、一般法人化についても再度検討すること。
財団法人 宮城県水産公社	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の自主・自立を図るには、安定した財政基盤の構築、組織体制の確立が必要であり、そのためには種苗生産・育成、放流、販売あらゆる面での意識改革が必要である。 ・アワビ・ヒラメ等の自主事業は、便益を受ける漁業者のニーズを十分把握し、適正な受益者負担を前提に進めるべきである。 ・種苗の効率的・安定的生産に向けて、漁業関係者や団体及び他県と連携し、技術や情報の共有を図るとともに、生産事故に備えたセーフティーネットを強化する必要がある。 ・賛助会員数の増加に向けて、団体の使命・役割、事業成果等の広報活動を積極的に行う必要がある。 ・公益法人への移行後は、公益目的事業については収支相償が求められることから、収益事業等を含めた法人全体の損益管理を一層徹底すべきである。

2 財政的関与の適正化

公社等の自立的運営を促進するため、委託金（随意契約に係るもの）・補助金・負担金による県の財政的関与について、団体ごとに年度別の目標を設定し、段階的な縮減に努めてきたところですが、平成 22 年度の実績額は、10,010,323 千円で、平成 21 年度実績対比で 89.2%，平成 22 年度目標対比で 95.1% となっています。

○ 県の財政的関与額（単位：千円）

	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 目標	平成 22 年度 実績	H22 実績 ／H21 実績	H22 実績 ／H22 目標
委託金	7,718,998	7,864,102	7,612,217	98.6%	96.8%
補助金	3,297,852	2,473,143	2,200,241	66.7%	89.0%
負担金	210,151	194,228	197,865	94.2%	101.8%
合 計	11,227,001	10,530,016	10,010,323	89.2%	95.1%

（平成 22 年度公社等外郭団体 70 団体を集計）

3 委託の在り方の見直し

平成 18 年度から本格的に導入された指定管理者制度による公の施設の管理者募集は、「指定管理者制度運用指針（平成 20 年 7 月 9 日制定）」に基づき原則として公募とすることとしており、平成 23

年3月31日現在、公社等が指定管理者となっている23施設のうち、14施設が公募による募集を実施しています。

また、非公募は9施設となっていますが、このうち、平成22年度で指定期間が終了し、新たに平成23年度からの指定管理者を募集した4施設（啓佑学園、第二啓佑学園、船形コロニー、七つ森希望の家）で募集方法を公募に変更し、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が選定されました。

なお、平成23年度に入り、4施設（太白荘、偕楽園、和風荘、乳児院）が民間移譲されています。

【参考：県の公の施設の指定管理者となっている公社等外郭団体】（平成23年3月31日現在）

団体名	公の施設の名称	
	公募施設	非公募施設
財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団		伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター
財団法人宮城県文化振興財団	東京エレクトロンホール宮城（県民会館）*	
公益財団法人慶長遣欧使節船協会		慶長使節船ミュージアム
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	太白荘、介護研修センター、偕楽園、和風園、援護寮	啓佑学園、第二啓佑学園、船形コロニー、七ツ森希望の家
社会福祉法人恩賜財団済生会支部宮城県済生会		乳児院
財団法人みやぎ産業交流センター	みやぎ産業交流センター*	
社団法人宮城県農業公社		岩出山牧場
社団法人宮城県建設センター	仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設（中央公園及びリバーウォークに限る）（2施設）、加瀬沼公園	
財団法人宮城県下水道公社		仙塩流域下水道
財団法人宮城県スポーツ振興財団	宮城県宮城野原公園総合運動場（宮城球場及び駐車場を除く）、宮城県第二総合運動場（宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場を除く）、宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投げき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにこれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場に限る）（2施設）*	

* 共同企業体による管理

4 公社等代表者等への充て職の廃止・縮小

知事等が恒常に団体の代表者に就任する充て職は、経営責任の明確化及び県関与の適正化を図る観点から、原則廃止することとしています。

平成22年度は、「社団法人みやぎ原種苗センター」が代表者への充て職を廃止しており、平成23年3月31日現在で代表者等への充て職を実施している団体は、前年度から1団体減の8団体となっています。

なお、平成23年度に入り、「財団法人宮城県体育協会」が代表者への充て職を廃止しています。

○ 代表者等への充て職を行っている団体（平成 23 年 3 月末現在）

- | |
|--------------------------------|
| 【理事等の互選により代表者に就任している団体】 |
| ・財団法人東北自治研修所《理事長：総務部長》 |
| ・社団法人宮城県観光連盟《会長：知事》 |
| ・株式会社仙台港貿易促進センター《会長：知事》 |
| ・社団法人宮城県国際経済振興協会《理事長：知事》 |
| ・財団法人宮城県水産公社《理事長：農林水産部長》 |
| ・財団法人石巻湾漁業振興基金《理事長：建設交通局長》 |
| ・財団法人仙台湾漁業振興基金《理事長：建設交通局長》 |
| ・財団法人宮城県体育協会《会長：知事》 |

5 県職員の派遣の適正化

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）」に基づく平成 23 年 3 月 31 日現在の公社等への県職員の派遣状況は、前年度より 1 団体減、派遣人数も 6 人減の 11 団体、18 人となっています。

○ 県職員の派遣団体数と派遣人数

	平成 22 年 3 月 31 日	平成 23 年 3 月 31 日	増減
団体数	12 团体	11 团体	△1 团体
派遣人数	24 人	18 人	△6 人

○ 団体名と派遣人数（平成 23 年 3 月 31 日現在）

団体名	人数	団体名	人数
財団法人東北自治研修所	1 人	財団法人みやぎ農業担い手基金	1 人
宮城県土地開発公社	1 人	社団法人宮城県林業公社	1 人
公益財団法人慶長遣欧使節船協会	1 人	仙台空港鉄道株式会社	2 人
財団法人みやぎ産業振興機構	4 人	社団法人宮城県建設センター	1 人
社団法人宮城県国際経済振興協会	2 人	財団法人宮城県体育協会	3 人
社団法人宮城県農業公社	1 人		

6 県退職者の再就職の適正化

県では、県退職者の再就職の透明性、公平性、妥当性を確保することを目的に、平成 15 年に「退職する職員の再就職に関する取扱要綱」を定め、公社等を含む法人等への県退職者の再就職の状況を毎年度公表しています。

平成 22 年度に知事部局を本庁課長級（相当職を含む。）以上で退職した職員の平成 23 年 6 月 30 日までの再就職状況については、平成 23 年 7 月 21 日に公表しましたが、公社等への再就職者は 26 人で、うち常勤役員 12 人、常勤職員 14 人となっています（役員兼職員の場合は、役員に分類）。

7 新公益法人制度等による見直しへの支援

従来の公益法人が存続する場合、平成 25 年 11 月末までに新公益法人制度による公益法人又は一般法人への移行が必要となります。公益法人等へ移行するためには、内閣府または県に申請を行い、民間の有識者による公益認定等委員会から認定・認可を受ける必要があります、平成 23 年 3 月 31 日現在、

4 団体が手続きを終了しています。

- 公益法人又は一般法人への移行手続きが終了した団体（平成 23 年 3 月 31 日現在）

移行後の形態	団体名
公益財団法人	慶長遣欧使節船協会 宮城県暴力団追放推進センター
一般財団法人	かき研究所 宮城県建築住宅センター

III 公社等の取組内容

1 経営評価の実施

公社等（平成 22 年度公社等外郭団体 70 団体）は、平成 22 年度の経営状況について団体改革計画表に基づく自己評価を行いました。

また、改善支援団体に分類された公社等は、平成 22 年度の具体的な取組について改革スケジュールを作成しました（各団体の改革スケジュール及び取組状況は、「V 経営改善支援団体の取組状況」を参照）。

(1) 経営自己評価の概要

- ① 経営改善の目標の達成に向け、計画どおりに取り組んでいるか。

計画どおり	ほぼ計画どおり	更なる努力が必要
23 団体（32.9%）	38 団体（54.3%）	9 団体（12.9%）

- ② 平成 22 年度決算において、財務状況は前期と比較して改善しているか。

改善	変化なし	悪化
19 団体（27.1%）	33 团体（47.1%）	18 団体（25.7%）

- ③ 総合的に判断し、経営状況は前期と比較して良くなっているか。

良化	横ばい	悪化
15 団体（21.4%）	41 団体（58.6%）	14 団体（20.0%）

(2) 当期正味財産増減額及び当期純利益（当期純損失）の状況

平成 22 年度決算において当期正味財産の増又は当期純利益を計上している団体は、平成 21 年度決算における 47 団体より 18 団体減少し 29 団体となっています。

また、当期正味財産の減又は当期純損失を計上している団体は、平成 21 年度決算における 19 団体より 19 団体増加し 38 団体となっています。

	当期正味財産の増又は 当期利益を計上している団体		当期正味財産の減又は 当期損失を計上している団体	
	団体数	金額	団体数	金額
平成 22 年度	29 団体	2,150 百万円	38 団体	11,800 百万円
平成 21 年度	47 团体	7,175 百万円	19 团体	2,161 百万円

※ 当期利益が 0 円の団体（平成 21 年度 2 団体、22 年度 1 団体）、正味財産計算書を作成していない団体（平成 21 年度、22 年度ともに 2 団体）を除いて集計。

2 経営基盤の確立

(1) 新公益法人制度への対応

特例民法法人においては、新公益法人制度における公社等の在り方の検討と着実な移行作業の推進に努めることとしています。

公益法人へ移行（又は予定）	一般法人へ移行（又は予定）	移行申請を行わない	未定
26 団体	8 団体	2 団体	7 团体

(2) 役職員数及び報酬・給与の適正化

平成 22 年度公社等外郭団体 70 団体の平成 23 年 3 月 31 日現在の常勤役員数は 105 人となっており、そのうち県からの派遣職員は 2 人、県退職者は 63 人となっています。

また、常勤職員数は 1,546 人となっており、そのうち県からの派遣職員は 16 人、県退職者は 98 人となっています。

① 常勤役員数

平成 22 年 3 月 31 日現在			平成 23 年 3 月 31 日現在		
総 数	県職員	県退職者	総 数	県職員	県退職者
105 人	1 人	62 人	105 人	2 人	63 人

② 常勤職員数

平成 22 年 3 月 31 日現在			平成 23 年 3 月 31 日現在		
総 数	県職員	県退職者	総 数	県職員	県退職者
1,569 人	23 人	105 人	1,546 人	16 人	98 人

なお、県の出資割合が 25% 以上の団体にあっては、常勤役員の平均給与額を団体改革計画表に記載しています（「VI 平成 23 年度公社等外郭団体の団体改革計画表」を参照）。

(3) 事務事業の見直し等

各団体は、経営基盤の確立に向け、事務事業の見直し等に取り組むこととしています。それぞれの取組内容等については団体改革計画表に記載しています（「VI 平成 23 年度公社等外郭団体の団体改革計画表」を参照）。

3 経営責任の明確化と経営管理及び監査体制の強化

(1) 役員等への民間経験者の登用

役員等については、経営感覚に優れ、事業に精通した人材の登用が望ましいことから、民間経験者を含む多様な人材を活用するよう努めていますが、登用の状況は次のとおりです。

登用済み	検討中	予定なし
47 団体	8 団体	15 团体

(2) 監事・監査役への適任者の選任

監事・監査役の選任にあたっては、公認会計士等法人の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する者を外部から選任するよう努めていますが、選任の状況は次のとおりです。

選任済み	検討中	予定なし
35 団体	11 团体	24 团体

(3) 経営評価体制の整備

団体独自の経営評価を行う体制をとっているか否かについては、次のとおりです。

整備済み	検討中	予定なし
33 団体	16 団体	21 団体

4 インターネット等による情報公開の推進

県民がより簡単に情報を入手できるよう、インターネット等を活用し、業務・財務に関する資料の公開に努めていますが、平成 23 年 3 月 31 日現在の公開の状況は次のとおりです。

実施済み	検討中	予定なし
57 団体	10 团体	3 団体

なお、資本金や基本財産等の額の県出資割合が 25% 以上の団体、県の補助金等が 5 千万円以上、かつ、団体の予算規模の 2 分の 1 以上となる団体については、「出資団体等の情報の公表に関する要綱」に基づき、経営状況などに関する資料を県政情報センター・コーナーで閲覧することができます。

5 統廃合等の計画的な実施

平成 22 年度末の時点で、統廃合や法人形態の変更が決定している団体は「財団法人宮城県文化財保護協会（平成 24 年度廃止）」の 1 団体です。

なお、平成 23 年度に入り、「社団法人宮城県畜産物価格安定基金協会」及び「仙台港流通ターミナル株式会社」の廃止が決定したほか、「社団法人宮城県農業公社」・「財団法人みやぎ農業担い手基金」・「社団法人みやぎ原種苗センター」の 3 団体において、公益法人への移行を視野に合併に向けた準備が進められています。

IV 第Ⅲ期計画の進行管理

1 行政改革推進本部における進行管理

取組状況については、前年度の実績を例年 6 月末までにとりまとめ、報告書を作成していましたが、今年度は東日本大震災の影響から 11 月にとりまとめを行い、知事を本部長とする行政改革推進本部会議に報告しました。

2 公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理

平成 23 年 1 月に「公社等外郭団体への県職員派遣の適否」についての審議を行いました。

3 公社等の自己管理等

公社等は、自ら設定した経営改善目標の達成に向け実施した取組に対する自己評価を行うとともに、その評価結果を踏まえた今後の取組計画について団体改革計画表を作成し、知事、教育委員会及び公安委員会に提出しました。

また、改善支援団体にあっては、改革スケジュールに基づき、経営改善に向けた取組を実施しました。

4 公表について

本計画の進行管理の状況は、「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」に基づきを議会に報告するとともに、インターネットで公表します。

【行政経営推進課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/gyokei/>)】

参考 公社等外郭団体一覧（平成 22 年度指定 70 団体）

■ 該当団体の基本財産等に占める県の出資金等の割合が 50%以上となる団体（19 団体）

宮城県土地開発公社
財団法人宮城県文化振興財団
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
財団法人みやぎ産業振興機構
財団法人宮城県国際交流協会
財団法人みやぎ産業交流センター
社団法人宮城県農業公社
社団法人みやぎ原種苗センター
社団法人宮城県畜産協会
社団法人宮城県林業公社
宮城県道路公社
財団法人宮城県フェリー埠頭公社
財団法人石巻湾漁業振興基金
財団法人仙台湾漁業振興基金
仙台空港鉄道株式会社
財団法人宮城県下水道公社
宮城県住宅供給公社
財団法人宮城県スポーツ振興財団
財団法人宮城県体育協会

■ 当該団体の基本財産等に占める県の出資金等の割合が 25%以上 50%未満となっている団体（27 団体）

仙台臨海鉄道株式会社
阿武隈急行株式会社
財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団
財団法人宮城県環境事業公社
公益財団法人慶長遣欧使節船協会
財団法人宮城県腎臓協会
株式会社テクノプラザみやぎ
宮城県信用保証協会
仙台港流通ターミナル株式会社
株式会社仙台港貿易促進センター
宮城県漁業信用基金協会
財団法人みやぎ農業担い手基金
財団法人翠生農学振興会
社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会
社団法人宮城県配合飼料価格安定基金協会
社団法人宮城県畜産物価格安定基金協会
財団法人みやぎ林業活性化基金
社団法人宮城県漁業無線公社
社団法人宮城県建設センター
財団法人みやぎ建設総合センター
財団法人七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団
宮城県開発株式会社
塩釜港開発株式会社
仙台空港ビル株式会社
仙台エアカーゴターミナル株式会社
財団法人宮城県建築住宅センター
財団法人宮城県暴力団追放推進センター

■ 県と密接な関連がある団体（24 団体）

財団法人東北自治研修所
社団法人宮城県危険物安全協会連合会
株式会社ベガルタ仙台
財団法人宮城県生活衛生営業指導センター
財団法人宮城県地域医療情報センター
社会福祉法人恩賜財団済生会支部宮城県済生会
株式会社インテリジェント・コスモス研究機構
石巻産業創造株式会社
社団法人宮城県計量協会
宮城県商工会連合会
社団法人宮城県トラック協会
宮城県職業能力開発協会
社団法人宮城県観光連盟
社団法人宮城県国際経済振興協会
宮城県農業信用基金協会
社団法人宮城県物産振興協会
宮城県農業会議
株式会社宮城県食肉流通公社
石巻埠頭サイロ株式会社
宮城県土地改良事業団体連合会
財団法人かき研究所
財団法人宮城県水産公社
財団法人宮城県文化財保護協会
社団法人宮城県交通安全協会

《対象 70 団体》

財団法人	27 団体
社団法人	16 団体
特殊法人	10 団体
社会福祉法人	2 団体
株式会社	15 团体